

新 旧 対 照 表

新	旧
JAネットバンク利用規定 <u>1</u> JAネットバンク 「JAネットバンク」（以下、<u>JA</u>「本サービス」といいます。）は、パソコンやスマートフォンなど当会所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者（以下、<u>JA</u>「契約者」といいます。）からの依頼に基づき、振込・振替手続を行うサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、税金・各種料金の払込み「Pay-easy（ペイジー）」（以下、<u>JA</u>「払込<u>み</u>」といいます。）を行うサービス、定期貯金に関する手続を行うサービス、ローン繰上返済に関する手続を行うサービス、カードローンに関する手続を行うサービス、その他当会所定のサービスを、本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当会に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当会制定の申込みを行い、かつ当会が当該申込みを承諾した本邦居住の方のみとします。 契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。 <u>2</u> サービス取扱時間 （省 略） <u>3</u> 利用申込み <u>(1)</u> 本サービスの利用申込対象者は、当会にキャッシュカード（代理人カードは除きます。以下、<u>JA</u>同じとします。）発行済みの普通貯金口座（総合口座取引の普通貯金口座を含みます。以下、<u>JA</u>同じとします。）を保有する個人の方とします。利用の申込みに際しては、当会が定める方法により必要事項の届出および登録を行ってください。 <u>(2)</u> 本サービスを利用できる口座は、契約者が指定した当会所定の貯金種類の契約者名義口座（以下、「サービス利用対象口座」といいます。）とします。また、契約者が指定できる口座数は、当会所定の範囲内とします。なお、本サービスの申込みの際には、サービス利用対象口座のうち一つのキャッシュカード発行済みの普通貯金口座を「サービス利用代表口座」（以下、<u>JA</u>「代表口座」といいます。）として届け出ていただき、代表口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。 <u>4</u> 本人確認 <u>(1)</u> 本サービスの利用申込<u>み</u>および解約では、当会ホームページ上の受付画面より所定事項を入力・伝達する場合は、当該入力・伝達された代表口座番号、<u>JA</u>当該口座のキャッシュカード暗証番号等と、当会に登録されている各項目との一致を確認する方法により契約者本人である旨の確認（以下、<u>JA</u>「本人確認」といいます。）を行います。 <u>(2)</u> 本サービスの利用では、端末機器から送信された「ログイン ID」、「パスワード」と、当会に登録されている「ログイン ID」、「パスワード」との一致の<u>ほか</u>、当会が定める方法により本人確認を行います。 <u>(3)</u> 本サービスの本人確認に必要な確認項目、<u>JA</u>本人確認方法の規格、設定方法、技術的要件等は当会が定めるものとし、当会が必要とする場合、変更することができるものとします。 <u>(4)</u> 本サービスの本人確認にて、キャッシュカード暗証番号が当会の任意に定める回数まで連続して誤って入力された場合、キャッシュカードの利用が制限され、本サービスのほか、<u>ATM</u>や窓口での入出金、残高照会等、キャッシュカードを利用する一切の取引が利用できなくなります。 <u>5</u> 取引の依頼・依頼内容の確認 <u>(1)</u> 本サービスの取引（利用申込<u>み</u>や解約を含みます。以下、<u>JA</u>同じとします。）の依頼は、第4条の本人確認手続を経た後、取引に必要な事項を当会の指定する操作方法により行ってください。 <u>(2)</u> 当会が本サービスの取引の依頼を受けた場合、契約者に依頼内容を端末機器を通じて確認しますので、その内容が正しい<u>とき</u>には、当会の指定する操作方法により、確認した旨を当会に伝達してください。当会が伝達された内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定したものとして、契約者の有	JAネットバンク利用規定 <u>第1条</u> 「JAネットバンク」 「JAネットバンク」（以下、<u>(追加)</u>「本サービス」といいます。）は、パソコンやスマートフォンなど当会所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者（以下、<u>(追加)</u>「契約者」といいます。）からの依頼に基づき、振込・振替手続を行うサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、税金・各種料金の払込み「Pay-easy（ペイジー）」（以下、<u>(追加)</u>「払込 <u>(追加)</u>」といいます。）を行うサービス、定期貯金に関する手続を行うサービス、ローン繰上返済に関する手続を行うサービス、カードローンに関する手続を行うサービス、その他当会所定のサービスを、本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当会に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当会制定の申込みを行い、かつ当会が当該申込みを承諾した本邦居住の方のみとします。 契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。 <u>第2条</u> サービス取扱時間 （省 略） <u>第3条</u> 利用申込み <u>1.</u> 本サービスの利用申込対象者は、当会にキャッシュカード（代理人カードは除きます。以下、<u>(追加)</u>同じとします。）発行済みの普通貯金口座（総合口座取引の普通貯金口座を含みます。以下、<u>(追加)</u>同じとします。）を保有する個人の方とします。利用の申込みに際しては、当会が定める方法により必要事項の届出および登録を行ってください。 <u>2.</u> 本サービスを利用できる口座は、契約者が指定した当会所定の貯金種類の契約者名義口座（以下、<u>(追加)</u>「サービス利用対象口座」といいます。）とします。また、契約者が指定できる口座数は、当会所定の範囲内とします。 なお、本サービスの申込みの際には、サービス利用対象口座のうち一つのキャッシュカード発行済みの普通貯金口座を「サービス利用代表口座」（以下、<u>(追加)</u>「代表口座」といいます。）として届け出ていただき、代表口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。 <u>第4条</u> 本人確認 <u>1.</u> 本サービスの利用申込 <u>(追加)</u>および解約では、当会ホームページ上の受付画面より所定事項を入力・伝達する場合は、当該入力・伝達された代表口座番号<u>および</u>当該口座のキャッシュカード暗証番号等と、当会に登録されている各項目との一致を確認する方法により契約者本人である旨の確認（以下、<u>(追加)</u>「本人確認」といいます。）を行います。 <u>2.</u> 本サービスの利用では、端末機器から送信された「ログイン ID」、「パスワード」と、当会に登録されている「ログイン ID」、「パスワード」との一致の<u>他</u>、当会が定める方法により本人確認を行います。 <u>3.</u> 本サービスの本人確認に必要な確認項目 <u>および</u>本人確認方法の規格、設定方法、技術的要件等は当会が定めるものとし、当会が必要とする場合、変更することができるものとします。 <u>4.</u> 本サービスの本人確認にて、キャッシュカード暗証番号が当会の任意に定める回数まで連続して誤って入力された場合、キャッシュカードの利用が制限され、本サービスのほか、<u>ATM</u>や窓口での入出金、残高照会等、キャッシュカードを利用する一切の取引が利用できなくなります。 <u>第5条</u> 取引の依頼・依頼内容の確認等 <u>1.</u> 本サービスの取引（利用申込 <u>(追加)</u>や解約を含みます。以下、<u>(追加)</u>同じとします。）の依頼は、第4条の本人確認手続を経た後、取引に必要な事項を当会の指定する操作方法により行ってください。 <u>2.</u> 当会が本サービスの取引の依頼を受けた場合、契約者に依頼内容を端末機器を通じて確認しますので、その内容が正しい<u>時</u>には、当会の指定する操作方法により、確認した旨を当会に伝達してください。当会が伝達された内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定したものとして、契約者の有効な意

新 旧 対 照 表

新	旧
効な意思により、かつ依頼内容が真正なものとみなし取り扱います。また、依頼した取引については、本規定において特に定めのない限り、取消<u>し</u>、変更等はできないものとします。なお、払込みにかかる操作手順は第 8 条でご確認ください。 <u>(3)</u> (省 略) <u>(4)</u> 以下の事由等により、契約者から依頼された取引が処理できなかった場合には、当該取引が行われなかったことにより生じた損害について、当会は責任を負いません。 <u>a</u> 以下の金額が支払元の貯金口座（以下、<u>「支払指定口座」</u>といいます。）の支払可能残高（当座貸越を利用できる場合は、その範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。 <u>(a)</u> (省 略) <u>(b)</u> (省 略) <u>(c)</u> (省 略) <u>(d)</u> (省 略) <u>(e)</u> (省 略) <u>b</u> (省 略) <u>c</u> (省 略) <u>d</u> (省 略) <u>e</u> 当会の任意に定める回数を超えてパスワード（キャッシュカード暗証番号を含みます。以下、<u>同じ</u>とします。）を誤って端末機器に入力したとき。 <u>f</u> 差押<u>え</u>、その他相当の事由が発生したとき。 <u>(5)</u> サービス利用対象口座について同日に複数の引 <u>(削除)</u> 落 <u>(削除)</u> し（本サービス以外の引 <u>(削除)</u> 落 <u>(削除)</u> しを含みます。）をする場合には、その総額が支払指定口座の支払可能金額を超えるとき、その何れを引 <u>(削除)</u> 落 <u>(削除)</u> すかは当会の任意とします。また、万一、これにより損害が生じた場合でも、当会は責任を負いません。 <u>6</u> 照会サービス <u>(1)</u> (省 略) <u>(2)</u> 照会サービスの利用時間<u>提供</u>する各種情報の基準・範囲等は、当会が別途定めた内容に基づくこととします。ただし、当会は、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、これらを変更することができるものとします。 <u>(3)</u> 当会が提供した情報は、その残高・入出金明細を証明するものではありません。受入証券類の不渡<u>り</u>など相当の事由がある場合には、契約者に通知することなく、変更または取消<u>し</u>をすることがあります。また、こうした変更・取消<u>し</u>のために生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>7</u> 振込・振替サービス <u>(1)</u> 振込・振替サービスとは、当会が指定する操作方法により、契約者が指定した日（以下、<u>「振込・振替指定日」</u>といいます。）に、あらかじめ指定された普通貯金・当座貯金・貯蓄貯金のサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座から指定された金額を引き落とし、契約者が指定した当会または当会以外の金融機関の国内本支店の貯（預）金口座（以下、<u>「入金指定口座」</u>といいます。）へ入金することができるサービスをいいます。 なお、当会以外の金融機関宛の振込のうち、一部の金融機関宛の振込については取り扱いできない場合があります。 <u>(2)</u> 入金指定口座への入金は、次のとおり取り扱います。 <u>a</u> (省 略) <u>b</u> (省 略) <u>c</u> (省 略) <u>d</u> 振込・振替サービスにおける 1 日 <u>あ</u>たりの上限金額は当会所定の金額の範囲内、かつ契約者が指定・登録した金額とします。 なお、当会は、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、この上限金額を変更することがあります。	思により、かつ依頼内容が真正なものとみなし取り扱います。また、依頼した取引については、本規定において特に定めのない限り、取消 <u>(追加)</u>、変更等はできないものとします。 なお、払込にかかる操作手順は第 8 条でご確認ください。 <u>3.</u> (省 略) <u>4.</u> 以下の事由等により、契約者から依頼された取引が処理できなかった場合には、当該取引が行われなかったことにより生じた損害について、当会は責任を負いません。 <u>(1)</u> 以下の金額が支払元の貯金口座（以下 <u>(追加)</u> <u>「支払指定口座」</u>といいます。）の支払可能残高（当座貸越を利用できる場合は、その範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。 <u>a</u> (省 略) <u>b</u> (省 略) <u>c</u> (省 略) <u>d</u> (省 略) <u>e</u> (省 略) <u>(2)</u> (省 略) <u>(3)</u> (省 略) <u>(4)</u> (省 略) <u>(5)</u> 当会の任意に定める回数を超えてパスワード（キャッシュカード暗証番号を含みます。以下 <u>(追加)</u> <u>同じ</u>とします。）を誤って端末機器に入力したとき。 <u>(6)</u> 差押 <u>(追加)</u> その他相当の事由が発生したとき。 <u>5.</u> サービス利用対象口座について同日に複数の引 <u>き落</u>とし（本サービス以外の引き落としを含みます。）をする場合には、その総額が支払指定口座の支払可能金額を超えるとき、その何れを引 <u>き落</u>とすかは当会の任意とします。また、万一、これにより損害が生じた場合でも、当会は責任を負いません。 <u>第 6 条</u> 照会サービス <u>1.</u> (省 略) <u>2.</u> 照会サービスの利用時間<u>および</u>提供する各種情報の基準・範囲等は、当会が別途定めた内容に基づくこととします。ただし、当会は、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、これらを変更することができるものとします。 <u>3.</u> 当会が提供した情報は、その残高・入出金明細を証明するものではありません。受入証券類の不渡 <u>(追加)</u> など相当の事由がある場合には、契約者に通知することなく、変更または取消 <u>(追加)</u> をすることがあります。また、こうした変更・取消 <u>(追加)</u> のために生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>第 7 条</u> 振込・振替サービス <u>1.</u> 振込・振替サービスとは、当会が指定する操作方法により、契約者が指定した日（以下 <u>(追加)</u> <u>「振込・振替指定日」</u>といいます。）に、あらかじめ指定された普通貯金・当座貯金・貯蓄貯金のサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座から指定された金額を引き落とし、契約者が指定した当会または当会以外の金融機関の国内本支店の貯（預）金口座（以下 <u>(追加)</u> <u>「入金指定口座」</u>といいます。）へ入金することができるサービスをいいます。 なお、当会以外の金融機関宛の振込のうち、一部の金融機関宛の振込については取り扱いできない場合があります。 <u>2.</u> 入金指定口座への入金は、次のとおり取り扱います。 <u>(1)</u> (省 略) <u>(2)</u> (省 略) <u>(3)</u> (省 略) <u>(4)</u> 振込・振替サービスにおける 1 日 <u>当</u>たりの上限金額は当会所定の金額の範囲内、かつ契約者が指定・登録した金額とします。 なお、当会は、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、この上限金額を変更することがあります。

新 旧 対 照 表

新	旧
<u>e</u> 契約者は、依頼した取引について当会の定める処理を行うまでは、端末機器から当会の指定する操作方法により、取消<u>し</u>ができるものとします。取引実行後の依頼内容の変更（以下、<u>「訂正」</u>といいます。）または取りやめ（以下、<u>「組戻し」</u>といいます。）は、原則として取り扱いできません。 ただし、当会がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを承諾する場合には、当会の定める方法で取り扱うこととし、この場合、振込手数料は返却しません。 <u>(削除)</u> <u>f</u> 前号の組戻<u>(削除)</u> 手続により、入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、当該取引の支払指定口座に入金します。ただし、組戻しができない場合がありますが、この場合には受取人との間で協議してください。 <u>(削除)</u> <u>g</u> (省 略) <u>8</u> 税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」 <u>(1)</u> 税金・各種料金払込み「Pay-easy（ペイジー）」（以下、<u>「払込み」</u>といいます。）サービスは、当会所定の収納機関に対し、税金、手数料、料金等（以下、<u>「料金等」</u>といいます。）の払込<u>み</u>を行うため、当会が指定する操作方法により、契約者があらかじめ指定されたサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座から指定された金額（当座貸越を利用できる場合は、その範囲内の金額を含みます。）を引き落とすことにより、料金等の払込<u>み</u>を行うサービスをいいます。 <u>(2)</u> 料金等払込<u>み</u>をするときは、当会が定める方法および操作手順に従ってください。 <u>(3)</u> 利用者の端末機器において、収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号（納付番号）、確認番号その他事項を正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を当会に依頼してください。ただし、利用者が収納機関のホームページ等において、納付情報または請求情報を確認したうえで料金等の支払方法として料金等払込<u>み</u>を選択した場合は、この限りではなく、当該請求情報または納付情報が当会のＪＡネットバンクに引き継がれます。 <u>(4)</u> 前項本文の照会または前項ただし書の引継ぎの結果として利用者の端末機器の画面に表示される納付情報または請求情報から払込<u>み</u>を希望する料金等を選択してください。 <u>(5)</u> 利用者の端末機器の画面に払込<u>み</u>を希望した料金等の内容が表示されますので、利用者はその申込内容を確認のうえ、当会が定める方法で料金等払込<u>み</u>の申込みを行ってください。 <u>(6)</u> 料金等払込<u>み</u>にかかる契約は、当会がコンピュータ・システムにより申込内容を確認して払込資金を貯金口座から引き落とした時に成立するものとします。 <u>(7)</u> 次の場合には料金等払込<u>み</u>を行うことができません。 <u>a</u> 停電、故障等により取 <u>(削除)</u> 扱いできない場合 <u>b</u> (省 略) <u>c</u> (省 略) <u>d</u> (省 略) <u>e</u> 差押<u>え</u>等やむを得ない事情があり当会が不適当と認めた場合 <u>f</u> (省 略) <u>g</u> (省 略) <u>h</u> (省 略) <u>(8)</u> 料金等払込<u>み</u>にかかるサービスの利用時間は、当会が定める利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当会の定める利用時間内でも利用ができないことがあります。 <u>(9)</u> 料金等払込<u>み</u>にかかる契約が成立した後は、料金等払込<u>み</u>の申込みを撤回することができません。 <u>(10)</u> 当会は、料金等払込<u>み</u>にかかる領収書（領収証書）を発行いたしません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続の結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接<u>お問合せ</u>ください。 <u>(11)</u> 収納機関の連絡により、料金等払込<u>み</u>が取り消されることがあります <u>(12)</u> 当会または収納機関の任意に定める回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、料金等払込<u>み</u>の利用が停止されることがあります。料金等払込<u>み</u>サービスの利用を再開するには、必要に応じて当組合または収納機関が定める手続を行ってください。	<u>(5)</u> 契約者は、依頼した取引について当会の定める処理を行うまでは、端末機器から当会の指定する操作方法により、取消<u>(追加)</u>ができるものとします。取引実行後の依頼内容の変更（以下、<u>(追加)</u>「訂正」といいます。）または取りやめ（以下、<u>(追加)</u>「組戻し」といいます。）は、原則として取り扱いできません。ただし、当会がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを承諾する場合には、当会の定める方法で取り扱うこととし、この場合、振込手数料は返却しません。 <u>なお、組戻しを行う場合には、当会所定の組戻手数料が別途必要となります。</u> <u>(6)</u> 前号の組戻<u>し</u>手続により、入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、当該取引の支払指定口座に入金します。ただし、組戻しができない場合がありますが、この場合には受取人との間で協議してください。 <u>なお、組戻しができなかった場合には、組戻手数料は返却します。</u> <u>(7)</u> (省 略) <u>第8条</u> 税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」 <u>1.</u> 税金・各種料金払込み「Pay-easy（ペイジー）」（以下、<u>(追加)</u>「払込 <u>(追加)</u>」といいます。）サービスは、当会所定の収納機関に対し、税金、手数料、料金等（以下、<u>(追加)</u>「料金等」といいます。）の払込 <u>(追加)</u>を行うため、当会が指定する操作方法により、契約者があらかじめ指定されたサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座から指定された金額（当座貸越を利用できる場合は、その範囲内の金額を含みます。）を引き落とすことにより、料金等の払込 <u>(追加)</u>を行うサービスをいいます。 <u>2.</u> 料金等払込 <u>(追加)</u>をするときは、当会が定める方法および操作手順に従ってください。 <u>3.</u> 利用者の端末機器において、収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号（納付番号）、確認番号その他事項を正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を当会に依頼してください。ただし、利用者が収納機関のホームページ等において、納付情報または請求情報を確認したうえで料金等の支払方法として料金等払込 <u>(追加)</u>を選択した場合は、この限りではなく、当該請求情報または納付情報が当会のＪＡネットバンクに引き継がれます。 <u>4.</u> 前項本文の照会または前項ただし書の引継ぎの結果として利用者の端末機器の画面に表示される納付情報または請求情報から払込 <u>(追加)</u>を希望する料金等を選択してください。 <u>5.</u> 利用者の端末機器の画面に払込 <u>(追加)</u>を希望した料金等の内容が表示されますので、利用者はその申込内容を確認のうえ、当会が定める方法で料金等払込 <u>(追加)</u>の申込みを行ってください。 <u>6.</u> 料金等払込 <u>(追加)</u>にかかる契約は、当会がコンピュータ・システムにより申込内容を確認して払込資金を貯金口座から引き落とした時に成立するものとします。 <u>7.</u> 次の場合には料金等払込 <u>(追加)</u>を行うことができません。 <u>(1)</u> 停電、故障等により取<u>り</u>扱いできない場合 <u>(2)</u> (省 略) <u>(3)</u> (省 略) <u>(4)</u> (省 略) <u>(5)</u> 差押 <u>(追加)</u>等やむを得ない事情があり当会が不適当と認めた場合 <u>(6)</u> (省 略) <u>(7)</u> (省 略) <u>(8)</u> (省 略) <u>8.</u> 料金等払込 <u>(追加)</u>にかかるサービスの利用時間は、当会が定める利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当会の定める利用時間内でも利用ができないことがあります。 <u>9.</u> 料金等払込 <u>(追加)</u>にかかる契約が成立した後は、料金等払込 <u>(追加)</u>の申込みを撤回することができません。 <u>10.</u> 当会は、料金等払込 <u>(追加)</u>にかかる領収書（領収証書）を発行いたしません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続の結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接<u>お問い合わせ</u>ください。 <u>11.</u> 収納機関の連絡により、料金等払込 <u>(追加)</u>が取り消されることがあります。 <u>12.</u> 当会または収納機関の任意に定める回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、料金等払込 <u>(追加)</u>の利用が停止されることがあります。料金等払込 <u>(追加)</u>サービスの利用を再開するには、必要に応じて当会または収納機関が定める手続を行ってください。

新 旧 対 照 表

新	旧
<u>(13)</u> (省 略) <u>9</u> 定期貯金サービス <u>(1)</u> 定期貯金サービスとは、当会が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、サービス利用対象口座の中から契約者が指定した口座について、定期貯金の口座開設、預入<u>れ</u>、満期解約予約、満期時取扱条件変更（満期解約予約取消、元金継続・元利金継続の変更）、中途解約等を行うことができるサービスをいいます。 <u>(2)</u> 本サービスによる口座開設を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち定期貯金口座未開設の総合口座とし、開設した定期貯金口座（以下、<u>「開設口座」</u>といいます。）は、自動的にサービス利用対象口座に登録されます。なお、口座開設時に契約者が指定した総合口座の届出印を開設口座の届出印とします。 <u>(3)</u> 本サービスによる預入<u>れ</u>は、次のとおり取り扱います。 <u>a</u> 預入<u>れ</u>を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち証書式定期貯金を除く定期貯金口座とし、あらかじめ指定されたサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座（納税準備貯金を除<u>きます</u>。）から預入金額を引き落とし、契約者が指定した定期貯金口座に預入<u>れ</u>します。 <u>b</u> 定期貯金商品は当会所定のものに限りです。また、預入<u>れ</u>の期間が10年やマル優等、本サービスによる取扱いができない事項があります。 <u>c</u> (省 略) <u>(4)</u> (省 略) <u>(5)</u> (省 略) <u>(6)</u> (省 略) <u>10</u> ローン繰上返済サービス <u>(1)</u> (省 略) <u>(2)</u> (省 略) <u>(3)</u> 本サービスによる一部繰上返済予約は、次のとおり取り扱います。 <u>a</u> 本サービスによる一部繰上返済とは、契約者が当会で借り入れたローンのうち当会所定の本サービスの対象とするローンについて、当会が指定する方法で借入残高の一部を最終返済日より前に上げて返済することをいいます。全額繰上返済は取<u>(削除)</u>扱いできません。 <u>b</u> (省 略) <u>c</u> (省 略) <u>d</u> 契約者は、依頼した取引について当会の定める処理を行うまでは、端末機器から当会の指定する操作方法により、取消<u>し</u>ができるものとします。 <u>e</u> (省 略) <u>f</u> (省 略) <u>g</u> (省 略) <u>11</u> カードローンサービス <u>(1)</u> カードローンサービスとは、当会が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、サービス利用対象口座の中から契約者が指定したカードローン口座について、契約内容照会、借入<u>れ</u>、返済等を行うことができるサービスをいいます。 <u>(2)</u> (省 略) <u>(3)</u> 本サービスによる借入<u>れ</u>は、当会所定の金額範囲内で当座貸越方式により、サービス利用対象口座の中から契約者が指定した当座貯金または普通貯金口座に貸越金を入金します。 <u>(4)</u> (省 略) <u>12</u> 取引内容の記録等 (省 略)	<u>13.</u> (省 略) <u>第9条</u> 定期貯金サービス <u>1.</u> 定期貯金サービスとは、当会が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、サービス利用対象口座の中から契約者が指定した口座について、定期貯金の口座開設、預入<u>(追加)</u>、満期解約予約、満期時取扱条件変更（満期解約予約取消、元金継続・元利金継続の変更）、中途解約等を行うことができるサービスをいいます。 <u>2.</u> 本サービスによる口座開設を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち定期貯金口座未開設の総合口座とし、開設した定期貯金口座（以下、<u>(追加)</u>「開設口座」）といいます。）は、自動的にサービス利用対象口座に登録されます。なお、口座開設時に契約者が指定した総合口座の届出印を開設口座の届出印とします。 <u>3.</u> 本サービスによる預入<u>(追加)</u>は、次のとおり取り扱います。 <u>(1)</u> 預入<u>(追加)</u>を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち証書式定期貯金を除く定期貯金口座とし、あらかじめ指定されたサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座（納税準備貯金を除<u>く</u>。）から預入金額を引き落とし、契約者が指定した定期貯金口座に預入<u>(追加)</u>します。 <u>(2)</u> 定期貯金商品は当会所定のものに限りです。また、預入<u>(追加)</u>の期間が10年やマル優等、本サービスによる取扱いができない事項があります。 <u>(3)</u> (省 略) <u>4.</u> (省 略) <u>5.</u> (省 略) <u>6.</u> (省 略) <u>第10条</u> ローン繰上返済サービス <u>1.</u> (省 略) <u>2.</u> (省 略) <u>3.</u> 本サービスによる一部繰上返済予約は、次のとおり取り扱います。 <u>(1)</u> 本サービスによる一部繰上返済とは、契約者が当会で借り入れたローンのうち当会所定の本サービスの対象とするローンについて、当会が指定する方法で借入残高の一部を最終返済日より前に繰り上げて返済することをいいます。全額繰上返済は取<u>り</u>扱いできません。 <u>(2)</u> (省 略) <u>(3)</u> (省 略) <u>(4)</u> 契約者は、依頼した取引について当会の定める処理を行うまでは、端末機器から当会の指定する操作方法により、取消<u>(追加)</u>ができるものとします。 <u>(5)</u> (省 略) <u>(6)</u> (省 略) <u>(7)</u> (省 略) <u>第11条</u> カードローンサービス <u>1.</u> カードローンサービスとは、当会が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、サービス利用対象口座の中から契約者が指定したカードローン口座について、契約内容照会、借入<u>(追加)</u>、返済等を行うことができるサービスをいいます。 <u>2.</u> (省 略) <u>3.</u> 本サービスによる借入<u>(追加)</u>は、当会所定の金額範囲内で当座貸越方式により、サービス利用対象口座の中から契約者が指定した当座貯金または普通貯金口座に貸越金を入金します。 <u>4.</u> (省 略) <u>第12条</u> 取引内容の記録等 (省 略)

新 旧 対 照 表

13 月額手数料等 (1) 本サービスの利用に<u>あ</u>たっては、当会所定の月額手数料およびこれに伴う消費税を当会所定の日に表示口座から引き落とします。 なお、本サービスの契約期間中に解約される場合であっても、当会は既に受け入れた月額手数料を返却しません。 (2) 本サービスによる振込に<u>あ</u>たっては、第 7 条における振込手数料およびこれに伴う消費税を、振込手続の処理時に支払指定口座から引き落とします。 (3) 本サービスにかかる月額手数料、振込・振替金、振込手数料、<u>払込金等の引</u> <u>(削除)</u> <u>落</u> <u>(削除)</u> しは、普通貯金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定等にかかわらず、貯金通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要として取り扱います。 (4) (省 略) 14 パスワードの管理、セキュリティ等 (1) (省 略) (2) (省 略) (3) (省 略) (4) 盗難・紛失等により、「ログイン ID」、「パスワード」など契約者に関する情報が第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合には、契約者は当会の所定の時間内にその旨を届け出てください。 当会は、この届出の受付により本サービスの利用等を停止します。この場合、既に依頼済みで当会が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するため、契約者は本サービスの利用停止前に振込・振替等の依頼を確認のうえ、不正な振込・振替等の依頼は当会所定の手続により取消処理を行ってください（ただし、当会が処理済みの振込・振替等の取消<u>し</u>はできません。）。 なお、本サービスの利用を再開する場合には、当会所定の手続を行ってください。 15 解約等 (1) (省 略) (2) (省 略) (3) (省 略) (4) サービス利用対象口座（<u>代表口座を除きます。</u>）が解約された場合は、その口座にかかる限度において契約は解約されたものとします。 (5) 契約者が次の各号の事由に一つでも該当したときは、当会は契約者に連絡・通知等することなく、本契約を直ちに解約できるものとします。 a 支払停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立<u>て</u>があったとき。） b (省 略) c (省 略) d (省 略) e (省 略) f (省 略) g (省 略) h (省 略) i <u>利用規定および取引約定に違反したと当会が認めたとき。</u> j <u>契約者が次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> (a) <u>暴力団</u> (b) <u>暴力団員</u> (c) <u>暴力団準構成員</u> (d) <u>暴力団関係企業</u> (e) <u>総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u> (f) <u>その他 a～e に準ずる者</u> k <u>契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合</u> (a) <u>暴力的な要求</u> (b) <u>法的な責任を超えた不当な要求行為</u> (c) <u>取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> (d) <u>風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて農協の信用を毀損し、または農協の業務を妨害す</u> 第 13 条 月額手数料等 1. 本サービスの利用に<u>当</u>たっては、当会所定の月額手数料およびこれに伴う消費税を当会所定の日に表示口座から引き落とします。 なお、本サービスの契約期間中に解約される場合であっても、当会は既に受け入れた月額手数料を返却しません。 2. 本サービスによる振込に<u>当</u>たっては、第 7 条における振込手数料およびこれに伴う消費税を、振込手続の処理時に支払指定口座から引き落とします。 3. 本サービスにかかる月額手数料、振込・振替金、振込手数料<u>および</u>払込金等の引<u>き落</u><u>と</u>しは、普通貯金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定等にかかわらず、貯金通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要として取り扱います。 4. (省 略) 第 14 条 パスワードの管理、セキュリティ等 1. (省 略) 2. (省 略) 3. (省 略) 4. 盗難・紛失等により、「ログイン ID」、「パスワード」など契約者に関する情報が第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合には、契約者は当会の所定の時間内にその旨を届け出てください。 当会は、この届出の受付により本サービスの利用等を停止します。この場合、既に依頼済みで当会が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するため、契約者は本サービスの利用停止前に振込・振替等の依頼を確認のうえ、不正な振込・振替等の依頼は当会所定の手続により取消処理を行ってください（ただし、当会が処理済みの振込・振替等の取消 <u>(追加)</u> はできません。）。 なお、本サービスの利用を再開する場合には、当会所定の手続を行ってください。 第 15 条 解約等 1. (省 略) 2. (省 略) 3. (省 略) 4. サービス利用対象口座（<u>除く、代表口座</u>）が解約された場合は、その口座にかかる限度において契約は解約されたものとします。 5. 契約者が次の各号の事由に一つでも該当したときは、当会は契約者に連絡・通知等することなく、本契約を直ちに解約できるものとします。 (1) 支払停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立 <u>(追加)</u> があったとき。 (2) (省 略) (3) (省 略) (4) (省 略) (5) (省 略) (6) (省 略) (7) (省 略) (8) (省 略) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 5

新 旧 対 照 表

新	旧
<u>る行為</u> (e) <u>その他前各号に準ずる行為</u> (f) <u>契約者・当会間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当会が認める行為</u> <u>l 法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含む)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると判断した場合</u> <u>m 契約者が当会に届け出た事項の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合またはそれらの疑いがあると判断した場合</u> <u>n 契約者が当会に預託した資産(本サービスに関連して預託した資産に限らない)の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると判断した場合</u> <u>o 農協が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じない場合</u> <u>p その他解約することを必要とする相当の事由が生じたとき。</u> <u>16 移管</u> <u>(1)</u> (省 略) <u>(2)</u> (省 略) <u>17 免責事項</u> <u>(1)</u> 当会および金融機関等の共同システムの運営体が相当のシステム安全策を講じたにもかかわらず <u>a</u> システム、端末機器、通信回線等の障害により、本サービスの取<u>(削除)</u>扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害 <u>b</u> 公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経過において盗聴・改ざん等がなされたことにより、パスワード等を含む契約者情報や取引情報等が漏洩したために生じた損害については、<u>当組合は責任を負いません。当会からのそれぞれの取引受付終了メッセージを受信する前に回線等の障害等により取<u>(削除)</u>扱いが中断したと判断し得る場合には、障害回復後に当会に受付の有無等を確認してください。</u> <u>(2)</u> システム変更、災害・事変等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があった場合、サービスの取<u>(削除)</u>扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>(3)</u> (省 略) <u>(4)</u> (省 略) <u>(5)</u> (省 略) <u>(6)</u> (省 略) <u>(7)</u> (省 略) <u>(8)</u> (省 略) <u>(9)</u> (省 略) <u>18 本サービスの不正使用による振込等</u> <u>(1)</u> 盗取されたパスワード等を用いて行われた不正な振込等（以下、<u>「不正な振込等」</u>といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当会に対して不正な振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。 <u>a</u> (省 略) <u>b</u> (省 略) <u>c</u> (省 略) <u>(2)</u> (省 略) <u>(3)</u> 前記<u>(1)</u>・<u>(2)</u>の規定は前記<u>(1)</u>にかかる当会への通知が、パスワード等の盗取が行われた日（当該盗取が行われた日が明らかでないときは、不正な振込等が最初に行われた日<u>(削除)</u>）から2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 <u>(4)</u> 前記<u>(1)</u>の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当会は補てんの責任を負いません。	<u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(9)</u> その他解約することを必要とする相当の事由が生じたとき。 <u>第16条 移管</u> <u>1.</u> (省 略) <u>2.</u> (省 略) <u>第17条 免責事項</u> <u>1.</u> 当会および金融機関等の共同システムの運営体が相当のシステム安全策を講じたにもかかわらず <u>(1)</u> システム、端末機器、通信回線等の障害により、本サービスの取<u>り</u>扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害 <u>(2)</u> 公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経過において盗聴・改ざん等がなされたことにより、パスワード等を含む契約者情報や取引情報等が漏洩したために生じた損害については<u>(削除)</u>当会は責任を負いません。当会からのそれぞれの取引受付終了メッセージを受信する前に回線等の障害等により取<u>り</u>扱いが中断したと判断し得る場合には、障害回復後に当会に受付の有無等を確認してください。 <u>2.</u> システム変更、災害・事変等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があった場合、サービスの取<u>り</u>扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>3.</u> (省 略) <u>4.</u> (省 略) <u>5.</u> (省 略) <u>6.</u> (省 略) <u>7.</u> (省 略) <u>8.</u> (省 略) <u>9.</u> (省 略) <u>第18条 本サービスの不正使用による振込等</u> <u>1.</u> 盗取されたパスワード等を用いて行われた不正な振込等（以下、<u>(追加)</u>「不正な振込等」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当会に対して不正な振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。 <u>(1)</u> (省 略) <u>(2)</u> (省 略) <u>(3)</u> (省 略) <u>2.</u> (省 略) <u>3.</u> 前記<u>1</u>・<u>2</u>の規定は前記<u>1</u>にかかる当会への通知が、パスワード等の盗取が行われた日（当該盗取が行われた日が明らかでないときは、不正な振込等が最初に行われた日<u>。</u>）から2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 <u>4.</u> 前記<u>1</u>の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当会は補てんの責任を負いません。

新 旧 対 照 表

新	旧
<u>a</u> (省 略) <u>(a)</u> (省 略) <u>(b)</u> (省 略) <u>(c)</u> (省 略) <u>b</u> (省 略) <u>(5)</u> 当会が前記<u>(2)</u>に定める補てんを行う場合、不正な振込等の支払原資となった貯金（以下、<u>「対象貯金」</u>といいます。）について、契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、補てんは行わないものとします。また、契約者が不正な振込等を行った<u>者</u>から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 <u>(6)</u> 当会が前記<u>(2)</u>により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、対象貯金に関する権利は消滅します。 <u>(7)</u> 当会が前記<u>(2)</u>により補てんを行ったときは、当会は当該補てんを行った金額の限度において、盗取されたパスワード等により不正な振込等を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。 <u>19</u> 届出事項の変更等 <u>(1)</u> (省 略) <u>(2)</u> 前項に定める届出事項の変更の届出がなかったために、当会からその必要に応じて通知する書類や電子メール等が不着または延着の場合であっても、通常到達すべき<u>時</u>に到達したものとします。 <u>20</u> 通知・告知手段 <u>(1)</u> 契約者は、当会からの通知・告知等の手段として、次の各号に掲げる事項について電子メール、ホームページ掲載その他の方法が利用されることに同意するものとします。 <u>a</u> 契約者に対する通知<u>また</u>は告知に関する事項 <u>b</u> 金融商品やサービスに関する各種ご提案 <u>(削除)</u> <u>c</u> 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案 <u>(削除)</u> <u>(2)</u> 契約者は、前項 <u>b</u>、<u>c</u> のご提案の配信について当会所定の方法により停止をできるものとします。 <u>(3)</u> (省 略) <u>21</u> 海外からの利用 (省 略) <u>22</u> サービスの追加 (省 略) <u>23</u> サービスの休止 (省 略) <u>24</u> サービスの廃止 (省 略) <u>25</u> 本規定の変更 <u>(1)</u> 当会は、第22条・第24条に基づく<u>ほか</u>、必要に応じて本規定の内容および利用方法（当会の所定事項を含みます。）を変更することができるものとします。本規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、本規定の各条項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。 <u>(2)</u> (省 略)	<u>(1)</u> (省 略) <u>a</u> (省 略) <u>b</u> (省 略) <u>c</u> (省 略) <u>(2)</u> (省 略) <u>5.</u> 当会が前記 <u>2</u> に定める補てんを行う場合、不正な振込等の支払原資となった貯金（以下 <u>(追加)</u> 「対象貯金」といいます。）について、契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、補てんは行わないものとします。また、契約者が不正な振込等を行った<u>もの</u>から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 <u>6.</u> 当会が前記 <u>2</u> により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、対象貯金に関する権利は消滅します。 <u>7.</u> 当会が前記 <u>2</u> により補てんを行ったときは、当会は当該補てんを行った金額の限度において、盗取されたパスワード等により不正な振込等を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。 <u>第19条</u> 届出事項の変更等 1. (省 略) 2. 前項に定める届出事項の変更の届出がなかったために、当会からその必要に応じて通知する書類や電子メール等が不着または延着の場合であっても、通常到達すべき <u>とき</u> に到達したものとします。 <u>第20条</u> 通知・告知手段 <u>1.</u> 契約者は、当会からの通知・告知等の手段として、次の各号に掲げる事項について電子メール、ホームページ掲載その他の方法が利用されることに同意するものとします。 <u>(1)</u> 契約者に対する通知 <u>又</u> は告知に関する事項 <u>(2)</u> 金融商品やサービスに関する各種ご提案 <u>のため</u> <u>(3)</u> 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案 <u>のため</u> <u>2.</u> 契約者は、前項 <u>(2)</u>、<u>(3)</u> のご提案の配信について当会所定の方法により停止をできるものとします。 <u>3.</u> (省 略) <u>第21条</u> 海外からの利用 (省 略) <u>第22条</u> サービスの追加 (省 略) <u>第23条</u> サービスの休止 (省 略) <u>第24条</u> サービスの廃止 (省 略) <u>第25条</u> 本規定の変更 <u>1.</u> 当会は、第 22 条・第 24 条に基づく <u>他</u>、必要に応じて本規定の内容および利用方法（当会の所定事項を含みます。）を変更することができるものとします。本規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、本規定の各条項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。 <u>2.</u> (省 略)

新 旧 対 照 表

新	旧
<u>26</u> 業務委託の承諾 <u>(1)</u> 当会は、当会が任意に定める第三者（以下、<u>「委託先」</u>といいます。）に業務の全部または一部を委託できるものとし、契約者は当該委託に必要な範囲で契約者に関する情報が委託先に開示されることに同意するものとします。 <u>(2)</u> （省 略） <u>27</u> 関係規定の適用・準用 <u>(1)</u> （省 略） <u>(2)</u> 振込取引に関する振込通知の発信後の取<u>（削除）</u>扱いで、本規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。 <u>28</u> 契約期間 （省 略） <u>29</u> 譲渡、質入れ等の禁止 （省 略） <u>30</u> 準拠法・合意管轄 （省 略） 以 上 <u>（2025年10月1日現在）</u>	<u>第26条</u> 業務委託の承諾 <u>1.</u> 当会は、当会が任意に定める第三者（以下、<u>（追加）</u>「委託先」といいます。）に業務の全部または一部を委託できるものとし、契約者は当該委託に必要な範囲で契約者に関する情報が委託先に開示されることに同意するものとします。 <u>2.</u> （省 略） <u>第27条</u> 関係規定の適用・準用 <u>1.</u> （省 略） <u>2.</u> 振込取引に関する振込通知の発信後の取<u>り</u>扱いで、本規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。 <u>第28条</u> 契約期間 （省 略） <u>第29条</u> 譲渡、質入れ等の禁止 （省 略） <u>第30条</u> 準拠法・合意管轄 （省 略） 以 上 <u>（2022年11月29日現在）</u>